

地域デジタル社会のビジョン

資料1-1

社会変化・課題

人口減少と少子高齢化

価値観・困りごとの多様化

公共的な精神の後退・機能不全

問題先進国化

- ・ 人口増大・拡大期のような「需要が供給に合わせる」モデルの限界
- ・ 利益一辺倒の投資は回収困難、他方、そのままでは、取り残される人が出てくる
- ・ 画一的なサービスでは支援できない、「集中と展開」モデルの限界 等

新しい地域の発展モデル

- ・ 共助のビジネスモデルときめ細かな接触を通じた取り残さない支援
- ・ 多様な価値観・ニーズ、一人一人に寄り添った包括的でパーソナライズされたサービス
- ・ 縦割りではなく、様々な関係者がネットワーク型でつながった社会形成 等

デジタルによる「できる化」による貢献

デジタル化の意義・影響

特性・強み

つながる  
(ネットワーク化・横串化)

自動で処理できる(効率的な大量処理、人手かけない)

データを活かした、きめ細かさ  
(パーソナライズ)

影響・課題

要求水準の高度化(より効率的に、よりきめ細かに)

人と機械の関係の変化  
(人間が担う領域の変化)

デジタル格差

グローバルな標準化

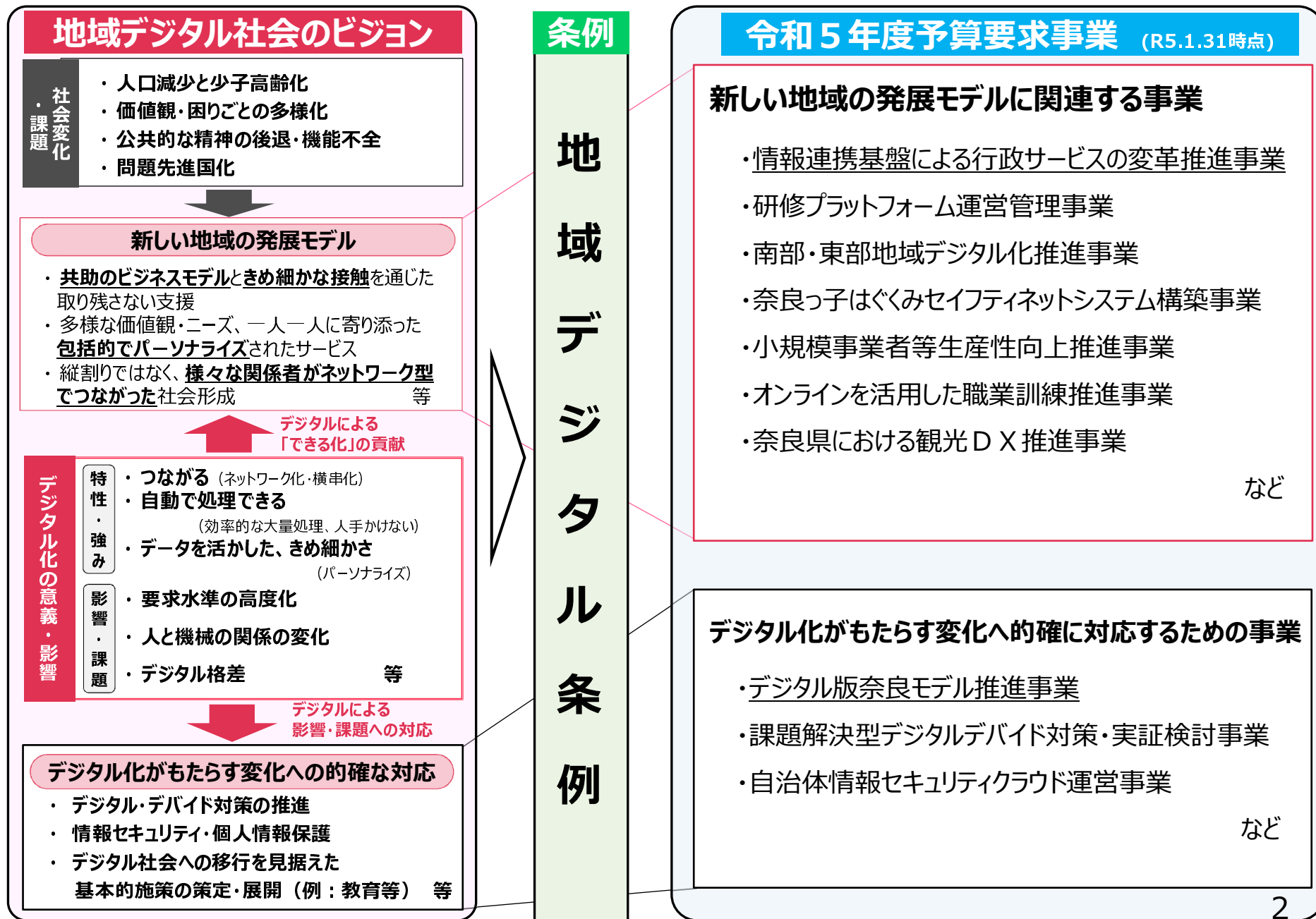
デジタルによる影響・課題への対応

デジタル化がもたらす変化への対応を的確に行う

- ・ デジタル・デバイド対策の推進
- ・ 情報セキュリティ・個人情報保護
- ・ デジタル社会への移行を見据えた基本的施策の策定・展開(例:教育等)
- ・ グローバルな標準化への対応(技術、対処) 等

県民の幸福な生活の実現・地域の持続的な発展

# (仮称) 地域デジタル社会の構築により県民の幸福な生活の実現と地域の持続的な発展を図る条例 に基づく地域デジタル化の推進



# デジタル版奈良モデルの推進

## 条例案及びデジタル戦略の基本的考え方

### ●市町村との連携及び協働

- ア. 県が構築し、運用する情報連携の基盤の市町村への展開と連携支援
- イ. 県及び市町村が加入する協議会等を活用した情報システムの共同構築及び運用
- ウ. 市町村のデジタル化に関する事業に係る情報の提供、助言による支援

## 共同化のイメージ

### ●市町村でニーズがあり、共同化のメリットが大きい業務

#### (例) 入札参加資格審査申請事務のデジタル化・共同化

- ・団体ごとに記載項目や添付書類が異なる中、事業者は各団体に紙で申請、各団体は個別に紙で審査し、データベース化しているが、デジタル化・共同化のニーズあり。  
(現在、協議会ワーキングで検討中)

#### (例) 住民への給付事務のデジタル化・共同化

- ・各市町村で実施する出産・子育て応援ギフトでは、現金以外の給付方法として、デジタル地域通貨の活用が考えられるが、市町村ごとに乱立するのは非効率との意見もあり、共同利用できるプラットフォーム構築のニーズあり。

## 支援のイメージ

- 県が構築する「奈良スーパーアプリ」の機能を共同利用 (情報連携基盤による行政サービスの変革推進事業)
- 情報システムの共同構築及び運用に関する仕様等の調査検討 (デジタル版奈良モデル推進事業)
- 県でのデジタル化の取組の共有・横展開支援 (次ページ参照)

## 県の取組(令和4年度のコロナ・物価高騰関連中小企業補助金の例)

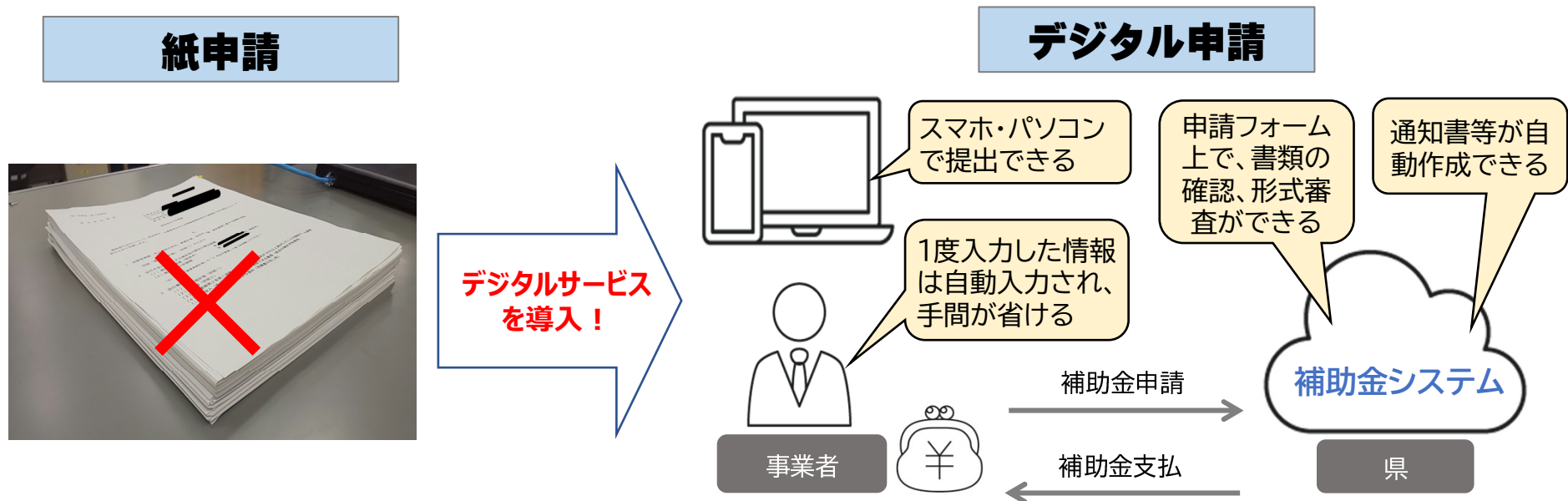
☛ 平時と違い、一度に多量の件数を迅速に処理する必要があるが……

●従来の紙での提出では、

事業者側：郵送・持参の手間、事業者名など同じ情報を何度も記載する手間、etc.

県側：書類確認の手間、金額その他の審査が煩雑、決定通知等の作成・送付の手間、etc  
が負担となり、迅速な補助金支払いができていない。

●添付書類の省略など手続の簡素化を徹底した上で、補助金の申請、審査、交付決定、実績報告などが一貫してデジタルで完結するデジタルサービスを利用して、補助金事務を行った。



## 奈良県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例について

## 1. 改正理由

- 本条例は、平成16年12月、県の機関等があらかじめ告示した申請等について、オンラインにより行うことができるようにするなど、手続等について、デジタル化を推進するため制定された。
- 令和5年2月議会に提案予定の「(仮称)地域デジタル社会の構築により県民の幸福な生活の実現と地域の持続的な発展を図る条例」では、重点施策の1つとして、行政手続のデジタル化を推進することとしており、その実現を図るためには、**行政手続のオンライン化に関する基本原則や円滑に進めるための諸規定の整備等**が必要であることから、本条例の改正を行うものである。

## 2. 主な改正内容

- ①オンライン化に関する**基本原則(デジタルファースト、ワンスオンリー、コネクテッドワンストップ)**を追加
- ②他の条例等で**書面で行うこととされている手続等について、一括でオンラインでも行えるようにする規定**を整備
- ③**手数料の電子納付を可能とするための規定**を追加
- ④マイナンバーカード等で確認可能な**添付書類を省略する規定**を追加
- ⑤**申請等を行う際の**情報通信技術の利用のための能力等における**格差の是正に必要な施策に関する規定**を追加  
など